

議会だより

3月市議会から

平成16年度3月補正予算

12月補正予算以降必要となった事業や事業費の確定による調整などで、一般会計では9億7420万円余を、特別会計でも10会計で5億9110万円余をそれぞれ減額しました。歳出の主な内容は次のとおりです。

◆一般会計
総務費●5億3300万円余の増額／職員退職者の増加による退職手当の増額、職員退職手当基金への積立金の増額など。
民生費●3億3910万円余の増額／社会福祉施設整備基金積立金の増額、老人保健事業特別会計繰出金の増額、福祉医療費の減額、

児童手当金・児童扶養手当金の減額、生活保護扶助費の減額など。
衛生費●2億9620万円余の減額／予防接種医師等委託料の減額、一般廃棄物最終処分場再生事業委託料の減額、ごみ焼却施設等整備工事費の減額など。
農林水産業費●1億1400万円余の減額／デンパーク利用促進入園料の増額、県営土地改良事業負担金の減額など。

商工費●5830万円余の減額／市内循環バス試行負担金の減額、商工業振興資金預託金の減額など。
土木費●4億5610万円余の減額／荒曾根公園等用地購入費の追加、交差点改良ほか用地購入費の増額、鹿乗川関連用排水路用地購入費の減額、土地区画整理事業特別会計繰出金の減額、下水道事業特別会計繰出金の減額など。

入費の減額、土地区画整理事業特別会計繰出金の減額、下水道事業特別会計繰出金の減額など。
消防費●6480万円余の減額／衣浦東部広域連合負担金の減額など。

教育費●7億4660万円余の減額／桜町小学校校舎改造等工事費の減額、新設小学校校舎設計等委託料・用地購入費・造成等工事費の減額など。

◆国民健康保険事業特別会計
4690万円余の増額／退職被保険者等療養給付費の増額など。

◆下水道事業特別会計
5億1330万円余の減額／下水道の築造工事費や物件移転補償費等の減額など。

平成17年第1回安城市議会定例会を3月2日から23日まで開き、市長が提出した「平成17年度安城市一般会計予算」など60議案を原案どおり可決しました。
4日と5日の代表質問・一般質問には、9人の議員から行財政、教育・福祉、環境、都市整備など市政の各方面にわたり質問がありました。
この議会で決まった主な内容をお知らせします。なお、本会議の詳しい内容は、5月下旬に出来上がる「会議録」を、市役所1階市政情報コーナーまたは中央図書館でご覧ください。安城市議会ホームページの「会議録検索システム」でも公開しています。
（平成17年度安城市一般会計・特別会計・水道事業会計予算関係のあらましは、本紙4月1日号で掲載済みのため省略しました）

◆老人保健事業特別会計

4億4510万円余の増額／医療給付費の増額など。

◆北部土地区画整理事業特別会計
2億8000万円余の減額／物件移転等補償費の減額。

◆作野土地区画整理事業特別会計
1億3060万円余の減額／移転建物調査等委託料・道路築造等工事費・物件移転等補償費の減額など。

◆桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計
1億2658万円余の減額／1号調整池築造工事費の減額など。

新たに上下水道部を設置

関係条例を改正し、市長部局8つ目の部として「上下水道部」を

工事請負契約の締結

次の2件の工事請負契約を締結することを決めました。

▽新設小学校校舎建設主体工事／篠目町地内で、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積7799㎡、普通教室24室、特別教室10室の新設小学校校舎を建設／契約金額10億8150万円
▽新設小学校校舎建設電気工事／契約金額1億3209万円

教育委員

本田さんの任命に同意



本田吉則氏

3月31日で勇退された教育委員の鳥居靖之さんの後任に、本田吉則さん（大山町・56歳）を任命することに同意しました。

請願の審査結果

この議会に請願1件が提出されました。審査結果は次のとおりです。

▽「日本郵政公社の住民サービスの向上とユニバーサルサービス確保に関する請願」／採択

設置しました。



上下水道部がある市役所西庁舎

今までは、上下水道関係は建設水道部、下水道関係は都市整備部と、二つの部に分かれていましたが、災害の発生その他緊急時において、ライフラインの確保を迅速に行い、機動的に対応できる体制の整備のため、これらの部署をあわせ、上下水道部を設置しました。また、これにともない建設水道部の名称を建設部に改めました。

市職員定数条例を改正

市職員定数条例を改正し、条例上の職員総定数1082人は変更せずに事務事業の見直しに対応するため、市長の事務部局の職員定数を86人から81人に5人減らし、教育委員会の事務部局の職員定数を168人から172人に、監査委員事務局の職員定数を4人から5人にそれぞれ増やしました。

市長給与の減額期間を2年延長

選挙公約と行財政改革の推進を継続し、さきの不祥事に対し自ら襟を正すため、関係条例を改正し、市長給与の減額の期限を平成17年3月31日から市長の任期いっぱい（平成19年2月14日まで）延長しました。

国民健康保険税の

介護納付金課税額を改定

介護保険サービス利用者の増加にともない介護給付費納付金の額が引き上げられることから、関係条例を改正し、平成17年度からの介護給付金課税被保険者に対する国民健康保険税の税率を次のとおり改正し、併せて、均等割と平等割の軽減額も引き上げました。

税率▼所得割Ⅱ100分の17（改正前100分の1・25）、均等割1万1500円（同9000円）、平等割Ⅱ5500円（同4700円）

農業基本条例を制定

農業が支える安全で安心な暮らしづくりに関する基本理念を定め、市の責務及び農業者、市民などの役割を明らかにするとともに、基本理念の実現を図るための基本的な施策を定めることにより、農業が支える安全で安心な暮らしづく

市民安全条例を制定



建設が始まった梨の里小学校

新設小学校の名称は「梨の里小学校」

関係条例を改正し、篠目町地内に新設する小学校の名称を「梨の里小学校」と決めました。

りを総合的かつ計画的に推進するため、安城市農業基本条例を制定しました。

市民の生活を脅かす犯罪を防止するため、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市民の安全の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため、安城市市民安全条例を制定しました。

代表・一般質問の
あらまし

行財政



■市税納税率アップと滞納者への対応について

問 政府の推し進める三位一体改革の一環として、国が集める所得税から地方が集める住民税(市民税)への税源移譲が検討されており、今後、個人市民税の比重が高まることが予想される。また、本市の収納率も平成3年当時98・3%であったものが、平成15年には95%まで落ち込んできている。滞納者の増加はきちんと納税している人にとって不公平感を与えることとなり行政不信につながる恐れがあるが、滞納者対策はどう行っているか。

答 バブル後の不景気から収納率は低迷し続けており、一層の徴収努力なくしては収納率の向上は望めません。納税者の公平を旨とし、

適正かつ効率的な滞納整理事務に取り組んでいきます。

具体的には、市役職者による高額滞納整理班や処分班を設け、組織的な効果の向上を計るとともに、収納員や職員による臨戸訪問、電話催促により自主納付を促しています。また、納税意識の薄い滞納者については、国税及び納税指導員を活用し、差し押さえなどの処分を行い、税の回収に努めています。納税環境作りの観点からは、夜間納税窓口の開設や、郵便局のATMによる電子納付など、納税方法の多様化にも対応しています。周辺市においてはコンビニ納付導入の動きもあり、これらを研究し、処理困難案件については今後、県への徴収委託制度の活用などを検討し、一層の収納率向上に努めていきます。

■本市が導入する指定管理者制度は

問 昨年6月、国会において法人等に公の施設の管理を行わせることができる「指定管理者制度」の制定が可決されました。本市において、この「指定管理者制度」の活用についてどのように考えているのか伺いたい。また、制度を活用する場合でも、営利目的の株式会社などへ代行させるべきではなく、社会福祉法人などの公共的団体に限るべきと思うが、市長はどのようにお考えか。

環 境



■環境首都安城の構築は

問 市長は第7次総合計画策定の中で、安城市を環境首都として政策を展開させるとしているが、そのためには全国の市に対してその優位性をだれもが認めなければならぬと考える。夢のある計画であり、ぜひ実現したいので、夢ある姿を示し、いつまでにだれがどのようにに環境首都安城を構築するのか説明してほしい。



本庁舎2階に新設した環境都市推進課

答 環境首都実現のために、第1に環境実践活動を進める人づくりとして、環境教育、実践活動の推進、さらに人と人のネットワークの形成により実践の輪を広げます。第2に地球の自然治癒力を回復し、豊かな水と緑に囲まれた自然環境

答 指定管理者制度を導入しても公の施設としての位置付けは変わりません。施設の設置目的である「住民の福祉の増進」を図っていくことについては従来と変わるものではありません。

市の施設で、法律等で管理主体が限定されている場合を除いては、市直営にするか、指定管理者制度を導入するか検討する必要があります。指定管理者を採用する施設については、サービスの向上、コスト削減などを視野に入れ施設ごとに検討し、また、株式会社なども検討対象としていきます。

教育・福祉



■介護予防戦略を立てるべきでは

問 2000年4月にスタートした介護保険制度は、施行5年後の見直し時期を迎え、要支援と要介護1の認定者が倍以上に増加していることから、介護予防が非常に重要であるといえる。全高齢者を対象にした介護予防戦略を立てて取り組むべきではないか。

答 国の介護保険制度改革では、予防重視型システムへの転換に取り組むものとされており、市町村を責任主体として要支援、要介護1の人で介護予防を受けることが有効である人を対象に新予防給付

を、要支援、要介護になるおそれがある人を対象に地域支援事業を創設するとの方針が出されています。そして、これら給付や事業をマネジメントする機関として保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士などの職員体制による地域包括支援センターの設置が位置付けられています。

本市では、すでに在宅介護支援センターによる介護予防プランの作成を開始し、介護予防事業の推進を図っていますが、第4次高齢者保健福祉計画策定において、国の制度改革にあわせ、介護予防マネジメントの体制を地域包括支援センターを中核としてより充実したものに再編していきたいと考えています。また、いきいき教室や町内会健康体操教室、高齢者筋力向上トレーニング事業、回想法事業、給食サービスなどの介護予防サービスメニューについても、国の制度改革にに応じて、事業の見直しや新規事業を検討していきます。

■児童生徒の安全対策は

問 ここ数年、児童生徒や学校関係者を震かんさせる凶悪事件が増加してきているが、市における児童生徒に対する安全対策についてどのような取り組みをしているのか。

また、17年度に小学校に門扉の



の恵みを少しでも享受できるように、水の再生と杜づくりを求めます。第3に地球温暖化対策としてCO2の排出量削減を図るため、車との共存、すみ分けの視点から、円滑な道路交通とともに、徒歩や自転車などによる環境にやさしい交通体系を整備していきます。そしてこれら三つの主要プロジェクトを個々の事業とともに基本計画の中に位置付け、市民、事業者、市の三者が共同して推進していきます。

なお、市の体制としても企画部に環境都市推進課を新設し、全市的な事業展開の中で環境側面を反映できるようにし、総合計画の目標年次の平成26年度を視野に主要なプロジェクト事業を展開する予定です。

市民生活



■防犯対策は

問 昨年の池浦町洋品店の事件、本年2月の住吉町大型店での事件など、痛ましい殺傷事件が相次いで発生している。今までの防犯対策が必要とされるが、具体的な方策があれば、お示しいただきたい。

答 平成17年度の新規事業として、現在ある庁用車を警察のパトカー

同様の白黒に塗り替え、青色回転灯を設置し、パトロールの実施を計画しています。また、児童の安全対策として、警備会社に委託をし、パトロールの実施をすること

も計画しています。また、犯罪多発地域については、モデル地区を設定し、防犯活動をしていくことも考えています。現在も町内会で取り組んでいたパトロール用品などの物品の支援についても、平成17年度も引き続き行います。

このほか、地域安全大会や防犯教室などの開催、街頭啓発キャンペーンなど防犯活動を積極的に進めて、市民の皆様と一緒に犯罪の抑制に努めていきたいと考えています。

都市整備



■北明治地区の生活関連環境整備は
問 北明治地区の整備については、中心市街地活性化計画において面整備から生活関連環境整備事業に方針を変え、そのひとつとして北明治地区と南明治地区とを結ぶJR安城駅東踏切拡幅工事が開始されたが、工事完成までのスケジュールはどうなっているか。また難しい踏切の工事であるため、踏切閉鎖期間が5か月程度になると聞いているが、広く市民に理解を得るために迂回路^{うわかい}の整備と事前の周知徹底が必要ではないか。

答 踏切拡幅工事のスケジュールについては、16年度までにJR東海との工事協定と鉄道施設の支障移転工事が完了しており、17年8月下旬ごろから18年1月末ごろまでの約5か月間踏切を通行止めにして工事を進め、18年2月ごろに



工事で通行止めとなる
JR安城駅東踏切

新しい踏切の供用開始ができる予定です。

なお、踏切が駅から近く、仮設の踏切を設置する余地がないため、工事中の迂回路は、自動車や自転車については東の稲荷東踏切か西の県道安城碧南線を、歩行者についてはJR安城駅の自由通路を利用していたことになります。

そのため、広報で市民の皆様に広くお知らせするとともに、関係町内会や周辺住民の皆様、また、多くの高校生が通学路として利用していることから、関係する学校についても工事の概要説明をしてご理解、ご協力をお願いしたいと考えています。

■桜井地区区画整理事業の進ちょく状況は

問 桜井駅周辺土地区画整理事業の仮換地指定と工事の進ちょく状況を伺いたい。また、桜井地域複合福祉施設については16年度で設計を終えると聞いているが、建設予定地の整備状況と今後のスケジュールを伺いたい。

答 区画整理事業の仮換地指定については、17年1月に4回目の指定を行い、全体のおおむね73パーセントが指定済みとなっています。向こう2年間ほどで全域の指定を完了して事業の一層の促進を図りたいと考えています。工事と建物移転の進ちょく状況については、



建設が進む1号調整池

16年度末で、道路工事が都市計画道路を含めて約23パーセント、建物移転が約6パーセントの進ちょく見込みです。また、桜井地域複合施設の建設予定地の整備状況については、用地の一部に現在建設中の1号調整池の仮囲いがあり、調整池関連の建物移転がまだ若干残っていますので、今後も積極的に移転交渉を進め、早い時期に建設用地を確保するよう努めます。

■国道23号の整備は

問 現在、平面交差となっている国道23号の和泉町から高棚町までの区間における高架化のスケジュールについて伺いたい。

答 事業主体である国土交通省名四国道事務所に向ったところ、平成17年から一部工事を着手することです。

計画としては、まず中央部に橋りようを施工する空間を確保し、さらに現在の車道4車線と歩道を確保するため、切り回し道路の工



整備中の尾崎高架橋

事を行います。その後、橋りよう下部工・上部工を施工し、本線交通を橋りように切り替えた後、側道整備を実施していきます。

整備期間については、工事の進み方次第ですが、本線部分でおおむね7年〜8年間程度になる予定です。

■北部地区の交通問題の解消は

問 現在建設中の尾崎町地内で国道1号と名鉄本線をまたぐ豊田安城線尾崎高架橋が平成21年に完成すると聞いている。また、高架橋から南進する道路は現在整備不十分であり、高架橋完成後の通過車両対策が求められるが、どのような計画があるのか、また、平成17年度以降で整備計画のある柿田公園線南進道路についてもあわせて伺いたい。

答 事業主体の県に聞いたところ、整備中の尾崎高架橋は、高架橋から南進する県道安城桜井線の整備

とあわせて平成21年ごろの供用開始を目指して整備を進めているとのことです。また、柿田公園線南進道路については、安城高浜線と交差する地点で安城池浦線に連結する道路であり、市が事業主体で名鉄本線の下をくぐる方法で検討しており、鉄道関係者及び国道管理者等関係機関との調整を進めております。平成17年度中には具体的な計画を示していきたいと考えています。

安城高浜線の名鉄西尾線との交差部分の整備については、これは県の事業になります。厳しい財政事情の中、事業化に向けて検討を進めていく旨を伺っていますが、当面は現在事業中の区間の整備を進めていくことになります。

委員会の活動状況

昨年の12月定例会閉会以降、4月臨時会閉会までの各委員会の活動状況は次のとおりです。

***総務企画常任委員会**

1月24日●部会を開催し、入札制

度改革についての説明を聞き、質疑をしました。

についての説明を聞き、質疑をしました。

3月16日●第1回定例会で審査を託された請願1件と平成17年度一般会計予算など14議案を審査し、請願は採択とし、議案はいずれも原案どおり可決しました。

12月21日●部会を開催し、都市計画審議会審議案件の報告を受け、名豊道路知立バイパス・安城区間の整備方針についての説明を聞き、質疑をしました。

***経済福祉常任委員会**

2月23日●部会を開催し、社会福祉法人安城市福祉事業団の平成17年度事業計画・予算、財団法人安城都市農業振興協会の平成17年度事業計画・予算の説明を聞き、質疑をしました。

3月10日●第1回定例会で審査を託された平成17年度一般会計予算など15議案を審査し、いずれも原案どおり可決しました。

***市民文教常任委員会**

3月11日●第1回定例会で審査を託された平成17年度一般会計予算など7議案を審査し、いずれも原案どおり可決しました。

***建設常任委員会**

12月21日●部会を開催し、都市計画審議会審議案件の報告を受け、名豊道路知立バイパス・安城区間の整備方針についての説明を聞き、質疑をしました。

***議会運営委員会**

1月31日●平成17年度の議会日程について協議しました。

***議会改革検討委員会**

2月9日・3月17日●諮問事項である議員の海外行政調査や定例会の代表・一般質問の方式などについて議長に

3月15日●第1回定例会で審査を託された平成17年度一般会計予算など8議案を審査し、いずれも原案どおり可決しました。

2月23日●第1回定例会の議会運営などについて協議しました。

3月17日●第1回定例会最終日の議事運営について協議しました。

4月4日●第1回臨時会の議会運営について協議しました。

引き続き、部会を開き、地域福祉計画の概要、次世代育成支援行動計画の概要及び橋目霊園の使用料についての説明を聞き、質疑をしました。

2月9日・3月17日●諮問事項である議員の海外行政調査や定例会の代表・一般質問の方式などについて議長に

3月15日●第1回定例会で審査を託された平成17年度一般会計予算など8議案を審査し、いずれも原案どおり可決しました。

2月9日・3月17日●諮問事項である議員の海外行政調査や定例会の代表・一般質問の方式などについて議長に

3月15日●第1回定例会で審査を託された平成17年度一般会計予算など8議案を審査し、いずれも原案どおり可決しました。

2月9日・3月17日●諮問事項である議員の海外行政調査や定例会の代表・一般質問の方式などについて議長に

3月15日●第1回定例会で審査を託された平成17年度一般会計予算など8議案を審査し、いずれも原案どおり可決しました。

2月9日・3月17日●諮問事項である議員の海外行政調査や定例会の代表・一般質問の方式などについて議長に

3月15日●第1回定例会で審査を託された平成17年度一般会計予算など8議案を審査し、いずれも原案どおり可決しました。

2月9日・3月17日●諮問事項である議員の海外行政調査や定例会の代表・一般質問の方式などについて議長に

3月15日●第1回定例会で審査を託された平成17年度一般会計予算など8議案を審査し、いずれも原案どおり可決しました。

2月9日・3月17日●諮問事項である議員の海外行政調査や定例会の代表・一般質問の方式などについて議長に

3月15日●第1回定例会で審査を託された平成17年度一般会計予算など8議案を審査し、いずれも原案どおり可決しました。

2月9日・3月17日●諮問事項である議員の海外行政調査や定例会の代表・一般質問の方式などについて議長に

3月15日●第1回定例会で審査を託された平成17年度一般会計予算など8議案を審査し、いずれも原案どおり可決しました。

2月9日・3月17日●諮問事項である議員の海外行政調査や定例会の代表・一般質問の方式などについて議長に

3月15日●第1回定例会で審査を託された平成17年度一般会計予算など8議案を審査し、いずれも原案どおり可決しました。

2月9日・3月17日●諮問事項である議員の海外行政調査や定例会の代表・一般質問の方式などについて議長に

3月15日●第1回定例会で審査を託された平成17年度一般会計予算など8議案を審査し、いずれも原案どおり可決しました。

2月9日・3月17日●諮問事項である議員の海外行政調査や定例会の代表・一般質問の方式などについて議長に

3月15日●第1回定例会で審査を託された平成17年度一般会計予算など8議案を審査し、いずれも原案どおり可決しました。

2月9日・3月17日●諮問事項である議員の海外行政調査や定例会の代表・一般質問の方式などについて議長に

3月15日●第1回定例会で審査を託された平成17年度一般会計予算など8議案を審査し、いずれも原案どおり可決しました。

2月9日・3月17日●諮問事項である議員の海外行政調査や定例会の代表・一般質問の方式などについて議長に

3月15日●第1回定例会で審査を託された平成17年度一般会計予算など8議案を審査し、いずれも原案どおり可決しました。

2月9日・3月17日●諮問事項である議員の海外行政調査や定例会の代表・一般質問の方式などについて議長に

3月15日●第1回定例会で審査を託された平成17年度一般会計予算など8議案を審査し、いずれも原案どおり可決しました。

2月9日・3月17日●諮問事項である議員の海外行政調査や定例会の代表・一般質問の方式などについて議長に

3月15日●第1回定例会で審査を託された平成17年度一般会計予算など8議案を審査し、いずれも原案どおり可決しました。

2月9日・3月17日●諮問事項である議員の海外行政調査や定例会の代表・一般質問の方式などについて議長に

4月臨時市議会から

4月11日、平成17年第1回臨時会を開き、地方税法の一部改正に伴う市税条例の一部改正など議案を原案どおり決定しました。

この議会で決まった主な内容は次のとおりです。

◆個人住民税の改正

▽定率減税が2分の1に縮減され、平成18年度分から、所得割の控除額が所得割額の75パーセント（現行15パーセント）、上限2万円（現行4万円）となります。

▽年齢が65歳以上で、合計所得金額が15万円以下の人の非課税措置が段階的に廃止され、平成18年度分については、平成17年1月1日現在で65歳に達している人については、3分の1の課税、65歳に達していない人については全額課税となります。